

ブリュッセルのグラン・プラスにおけるコミュニケーション都市計画規則による屋外広告物コントロール

正会員 ○田中暁子\*

歴史的環境保全 屋外広告物規制 世界遺産  
ブリュッセル

### 1. グラン・プラス地区の特徴

ブリュッセルのグラン・プラスは、旧市街の中心にあり、歴史的建造物群（ギルドハウス、市庁舎、王の家等）が建ち並ぶ広場である。広場とその周辺は、1695年のフランス軍の爆撃によって市庁舎の鐘楼を残して焼け野原になった。この爆撃後に、中世以来の曲がりくねった狭い道と区画の上に、切妻屋根のファサードなど建築的特徴に共通点のある建築物がほぼ同時期に再建された。この再建地区全体をバッファゾーンとして、グラン・プラスが1998年にユネスコの世界遺産に登録された。

この地区は観光地であり、多くの商店やカフェ、レストランが建ち並んでいる。しかし、グラン・プラス地区が観光地として栄えるにつれて、多くの問題が生じた。まず、中世以来の区画で間口が狭いことに起因する問題がある。①上層階への階段を取り壊して地上階全面を商店にしたために上層階が空き家になった建物があったことと、②お店に入りやすいように地上階の正面ファサードを取り壊したために建築的に質の高いファサードが失われた建物があったことだった。様々な色や形の看板が建物のファサードを隠して設置され、17世紀に建てられた建築物の調和を台無しにするという問題や、公共空間にレストランのテラス席のパラソル、メニュー看板が無秩序に設置されるという問題もあった。

### 2. コミュニオンによる屋外広告物コントロール

ブリュッセル首都地域全域における屋外広告物は地域都市計画規則(RRU)によってコントロールされているが、地域内の各コミュニティは、コミュニティ都市計画規則(RCU)を策定してRRUを補完することができる。

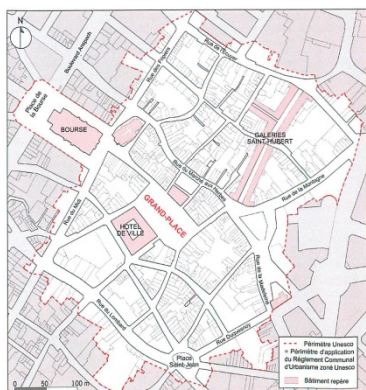


図 ユネスコ地区に関する RCU の対象地区\*点線内がユネスコ世界遺産の緩衝地帯でグラン・プラス RCU の適用範囲

グラン・プラスのあるブリュッセル・コミュニティでは「グラン・プラス地区に関するコミュニティ都市計画規則」という、グラン・プラスとその周辺を対象とする RCU（以下、グラン・プラス RCU）が、2008年12月15日のコミュニティ議会で可決された（翌年5月19日施行）。

グラン・プラス RCU は、1で述べたグラン・プラス地区が直面する問題の解決を目指し、①地上階の商業的表現を制限する、②看板の量より質を求める、③商業と住宅のバランスを確保して、ゾーン内の居住者を増やす、という、3つの原則に基づいている。

### 3. グラン・プラス RCU が RRU を補完している主な点

#### ①商業的建築遺産の保全

商店正面ファサードについて、ファサード全体のリズムや、垂直・平行方向の構成を尊重することや、質の高い、耐久性のある材料を用いること、上層階と調和した色を用いることを求めている。

また、ブリュッセル首都地域による記念物の指定・登録とは別に、商店正面ファサードが遺産的、文化的、歴史的、美的に価値を持っている建物をリスト化しその調和を保全することや、適切に維持すること、商売装置の設置によって価値を下げないことを求めている。

#### ②食べ物の路面販売店の出店制限

ワッフルやチョコレートなどの食べ歩き用の路面販売店は、商店正面ファサードを全面的に取り壊して設置されこともあり、建築遺産保全と両立しない。また、ワッフルのクリームで路上が汚れる等の問題もある。

RRU は、路面販売店の規制について全く触れていない。そこでグラン・プラス RCU は、地上階の建築的形態の変更を規制することによって、原則的に、路面販売店をこれ以上増やさないようにしている。

以下の条件を満たす場合、路面販売店が例外的に認められることがある。①ファサードの幅が 4.5m 以下で商店の床面積が 30 m<sup>2</sup>以下、②窓の下の既存の壁を取り壊さない。開閉可能なショーウィンドーを備える、③商店に自由に、簡単に出入りできる出入口を確保する（入口に物をおかない）である。



### ③上層階への入口の設置

RRU では、地上階が商店の建物は、上層階への入口がある場合はそれを維持し、ない場合はそれを作らなければいけないとされているが、ファサードの幅が 6m 以下の場合は入口の設置が免除されている。しかし、グラン・プラス地区では敷地の間口が狭く、RRU の規定どおりだと多くの商店が上層階への入口設置を免除されてしまうので、グラン・プラス RCU では、免除規定がファサードの幅が 4.5m 以下、もしくは商店の面積が 30 m<sup>2</sup>以下と、RRU よりも厳しくなっている。

### ④ショーウィンドーとシャッター

ステッカーを無制限にショーウィンドーに貼ったために店内が見えなくなることがある。そこで、グラン・プラス RCU では、ショーウィンドーに貼り付けるステッカーが、ガラス面の面積の 5%までに制限されている。



シャッターは透かしシャッターとすることとされている。これは、シャッターへの落書きによって、地区の雰囲気が悪くなることを防止することと、ショーウィンドーの光が閉店後も道にこぼれることを目的としている。

### ⑤日よけテント

日よけテントの本来の目的は、商店のショーウィンドーへの日差しや雨を遮ることである。しかし、日よけテントを必要以上に傾けて、面の部分を看板のように利用する商店があったので、グラン・プラス RCU は RRU よりも厳しく制限している。日よけテントの面の色は蛍光色や黒色が禁止され、店名などは、面の部分ではなく垂れ下った部分にのみ入れることができる。日よけテントの下は 2.5m 以上確保し、道路への突き出しは最大 1.5m に制限されている。

### ⑥広告

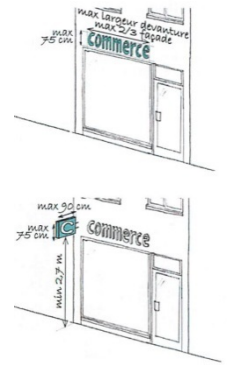
グラン・プラス地区では、看板関連広告しか認められない。例えば、靴屋でコカコーラの広告を掲示することはできない。マクドナルドはコカコーラを売っているので看板の面積の 1/4 まではコカコーラの広告にしてよい。

### ⑦看板の数と大きさ

店主は予算が許せば毎年でも看板を掛け替えることもできるし、商店の入れ替わりで掛け替えざるを得ないこともあり、看板掛け替えは頻繁に行われている。ある建物は 10 数年間で 20 回も看板が掛け替えられた。この行為はファサードに穴をあけるなどのダメージを建築遺産に与えるだけでなく、ファサードの建築要素が隠してしまうという問題もある。

グラン・プラス RCU では、看板の数と大きさが明確に

規定されている。1つのファサードにつき平行な看板と垂直な看板それぞれ 1 つまで、平行な看板は、高さ 75cm、厚さ 15cm 以内、幅はファサードの 3 分の 2 以内、垂直な看板は、高さ 75cm、厚さ 15cm、幅 75cm (壁への取付具等を含めて 90cm) 以内に大きさが制限されている。



### ⑧看板の照明と質

アルミニウムの枠にイメージの描かれたプラスチックの面をはめ込んだ箱型の中に光源を入れた「光の箱」はグラン・プラス RCU では禁止されている。看板の照明については、グラン・プラス RCU を説明するパンフレットに、使うことが望ましい照明技術が列挙されているものの、照明の明るさや色、質を制限する規定はない。

### ⑨公共空間の利用

テラス席のテーブルやイスを出すには、使用料を支払い、いくつかの規則を守ることが求められる。今までもこれに関する規則があったが、曖昧で守られていなかった。グラン・プラス RCU によって制限がより明確に説明され、テラス席の質や、閉店後のかたづけなどの条件をクリアしないと、テラス席設置が許可されなくなった。

## 4. グラン・プラス RCU の運用

このようにグラン・プラス地区では他の地区よりも厳しい規制が課されている。その実効性に大きな役割を發揮しているのが、担当官によるきめ細かいフォローと、適宜出される奨励金である。グラン・プラス RCU の担当官はムッシュ・ユネスコと呼ばれ、2009 年 9 月から任命されている。RCU を図入りで説明したパンフレットを地区内全戸配布し、質問を受け付けている。ムッシュ・ユネスコは毎日のようにグラン・プラス地区に足を運び、小さな変化を見逃さないように注意している。(ex.半地下室の窓への広告掲示)。看板の幅が少々オーバーしていても質が高ければ認めるという運用をしているが、この点については注意が必要である。

奨励金の例には以下のようなものがある。グラン・プラス地区内には 650 戸、58,000 m<sup>2</sup>の空き家があるが、地区に居住者を呼び戻すに当たり、商店とは独立した上層階への入口がないことが障害の一つとなっている。そこでコミュニティは 2010 年から、この地区内で商店と別個に上層階の住宅への入口を作る場合、工事費用の 70%、上限 15,000€ (複数の建物につながる入口をつくるか、社会的弱者対象不動産屋に住宅管理を任せる場合は、工事費用の 85%、上限 15,000€) を支払う奨励金をつくらせている。